

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月17日

【会社名】 パイオニア株式会社

【英訳名】 PIONEER CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 社長執行役員 小谷 進

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区新小倉1番1号
(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコート

【電話番号】 03-6634-8777 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 川尻 邦夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月期の当社個別決算において、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年5月12日

(2) 当該事象の内容

減損損失の計上

当社の連結決算において、カーエレクトロニクス事業は安定的に営業利益を計上していますが、個別決算では、減価償却費の増加等により2期連続で営業損失を計上したため、当該事業の個別決算に係る減損判定を実施しました。その結果、個別決算における営業利益から十分なキャッシュ・フローが得られないと判断し、当該事業の個別決算に係る資産を対象に、減損損失を計上しました。

関係会社株式評価損および関係会社事業損失引当金繰入額の計上

当社のブラジルにおける製造・販売子会社であるパイオニア ド ブラジル Ltda.においては、市販市場向け製品の売上がブラジル経済の悪化により減少したことや、為替差損が現地通貨安の進行により拡大したことなどにより、損益および財政状態が急激に悪化しました。そのため、個別決算において、当該子会社に係る関係会社株式評価損および関係会社事業損失引当金繰入額を計上しました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

減損損失の計上

平成28年3月期の当社個別決算において、減損損失4,655百万円を特別損失として計上しました。

なお、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

関係会社株式評価損および関係会社事業損失引当金繰入額の計上

平成28年3月期の当社個別決算において、関係会社株式評価損1,275百万円および関係会社事業損失引当金繰入額2,826百万円を特別損失として計上しました。

なお、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

以上